

●香川県警察本部告示第6号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

香川県警察本部長 小林 雅彦

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>自動車警ら係</u>及び自動車警ら班（第39条—第45条）</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 <u>水上警察係</u>及び水上警ら班（第51条—第55条）</p> <p>第7章 略</p> <p>第8章 <u>通信指令係</u>及び警察署通信室（第60条—第62条）</p> <p>第9条・第10条 略</p> <p>附則</p> <p>（運用）</p> <p>第5条 地域警察は、交番、署所在地、駐在所、移動交番車、警備派出所、検問所、直轄警ら隊、<u>自動車警ら係</u>、自動車警ら班、鉄道警察隊、<u>水上警察係</u>、水上警ら班、<u>通信指令係</u>及び警察署通信室を活動単位とする。</p> <p>2 略</p> <p>（地域警察勤務）</p> <p>第6条 略</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） <u>自動車警ら係勤務</u> 機動警ら及び待機</p> <p>（9）・（10） 略</p> <p>（11） <u>水上警察係勤務</u> 船舶警ら、訪船連絡及び待機</p> <p>（12） 略</p> <p>（13） <u>通信指令係勤務</u> 通信指令</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>自動車警ら隊</u>及び自動車警ら班（第39条—第45条）</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 <u>水上警察隊</u>及び水上警ら班（第51条—第55条）</p> <p>第7章 略</p> <p>第8章 <u>通信指令室</u>及び警察署通信室（第60条—第62条）</p> <p>第9条・第10条 略</p> <p>附則</p> <p>（運用）</p> <p>第5条 地域警察は、交番、署所在地、駐在所、移動交番車、警備派出所、検問所、直轄警ら隊、<u>自動車警ら隊</u>、自動車警ら班、鉄道警察隊、<u>水上警察隊</u>、水上警ら班、<u>通信指令室</u>及び警察署通信室を活動単位とする。</p> <p>2 略</p> <p>（地域警察勤務）</p> <p>第6条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（次条において「通常基本勤務」という。）を通じて、第3条の任務を達成するための活動を行うものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） <u>自動車警ら隊勤務</u> 機動警ら及び待機</p> <p>（9）・（10） 略</p> <p>（11） <u>水上警察隊勤務</u> 船舶警ら、訪船連絡及び待機</p> <p>（12） 略</p> <p>（13） <u>通信指令室勤務</u> 通信指令</p>

(14) 略  
2 略

(勤務制)  
第13条 略

- (1)～(7) 略
- (8) 自動車警ら係勤務 交替制又は日勤制
- (9)・(10) 略
- (11) 水上警察係勤務 日勤制
- (12) 略
- (13) 通信指令係勤務 交替制又は日勤制
- (14) 略

(勤務制の方式)  
第14条 略

- (1) 交番勤務、署所在地勤務、警備派出所勤務、直轄警ら隊勤務、自動車警ら係勤務、自動車警ら班勤務、鉄道警察隊勤務、水上警察係勤務及び水上警ら班勤務における日勤制は、毎日勤務とする。
- (2) 略
- (3) 移動交番車勤務、通信指令係勤務及び警察署通信室勤務における日勤制は、通常勤務とする。

2 略

(運営上の留意事項)  
第20条 香川県警察本部生活安全部長及び警察署長は、地域警察の運営に当たっては、他の警察部門と緊密に連携させ、その組織的機能を十分に発揮させるとともに、地域の実情に即して地域警察の事務の合理化及び地域警察官の勤務条件その他の処遇の改善に努めなければならない。

2・3 略

(準用)  
第22条 第10条、第11条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第18条、第19条第1項並びに第20条の規定は、

(14) 略  
2 略

(勤務制)  
第13条 地域警察官の勤務制は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1)～(7) 略
- (8) 自動車警ら隊勤務 交替制又は日勤制
- (9)・(10) 略
- (11) 水上警察隊勤務 日勤制
- (12) 略
- (13) 通信指令室勤務 交替制又は日勤制
- (14) 略

(勤務制の方式)  
第14条 前条の勤務制の方式は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 交番勤務、署所在地勤務、警備派出所勤務、直轄警ら隊勤務、自動車警ら隊勤務、自動車警ら班勤務、鉄道警察隊勤務、水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務における日勤制は、毎日勤務とする。
- (2) 略
- (3) 移動交番車勤務、通信指令室勤務及び警察署通信室勤務における日勤制は、通常勤務とする。

2 略

(運営上の留意事項)  
第20条 香川県警察本部生活安全部地域監 (以下「地域監」という。) 及び警察署長は、地域警察の運営に当たっては、他の警察部門と緊密に連携させ、その組織的機能を十分に発揮させるとともに、地域の実情に即して地域警察の事務の合理化及び地域警察官の勤務条件その他の処遇の改善に努めなければならない。

2・3 略

(準用)  
第22条 第10条、第11条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第18条、第19条第1項並びに第20条の規定は、

自動車警ら係、鉄道警察隊及び水上警察係並びに通信指令係の運営に関する事務を所掌する所属の長について準用する。この場合において、第20条第3項中「第10条第2項」とあるのは、「第22条第1項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。

## 2 略

(移動交番車)

### 第32条 略

## 2 略

3 香川県警察本部生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)は、第3条の任務を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、勤務場所又は勤務方法の変更を行うことができる。

## 第4章 自動車警ら係及び自動車警ら班

(設置等)

第39条 自動車警ら係は、警察本部に置く。

2 自動車警ら係に、本隊、東讃分駐及び中讃分駐を置き、本隊の位置は高松市西宝町1丁目9番10号とし、東讃分駐の位置はさぬき市長尾東1062番地とし、中讃分駐の位置は仲多度郡多度津町栄町1丁目1番74号とする。

## 3 略

(車長)

第40条 自動車警ら係を運営する事務を所掌する所属の長及び警察署長は、交替制ごとの警ら用無線自動車の活動を一体として効率的に行わせるため、警ら用無線自動車に、交替制ごとに車長を置くものとする。

## 2 略

(自動車警ら係等の活動)

第41条 自動車警ら係の地域警察官は、2以上の警察署の管轄区域内の定められた区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、自動車警ら班の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を

自動車警ら隊、鉄道警察隊、水上警察隊及び通信指令室の運営に関する事務を所掌する所属の長について準用する。この場合において、第20条第3項中「第10条第2項」とあるのは、「第22条第1項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。

## 2 略

(移動交番車)

### 第32条 略

## 2 略

3 香川県警察本部生活安全部地域課長は、第3条の任務を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、勤務場所又は勤務方法の変更を行うことができる。

## 第4章 自動車警ら隊及び自動車警ら班

(設置等)

第39条 自動車警ら隊は、警察本部に置く。

2 自動車警ら隊に、本隊、東讃分駐隊及び中讃分駐隊を置き、本隊の位置は高松市西宝町1丁目9番10号とし、東讃分駐隊の位置はさぬき市長尾東1062番地とし、中讃分駐隊の位置は仲多度郡多度津町栄町1丁目1番74号とする。

3 自動車警ら隊に、隊長を置く。

## 4 略

(車長)

第40条 自動車警ら隊を運営する事務を所掌する所属の長及び警察署長は、交替制ごとの警ら用無線自動車の活動を一体として効率的に行わせるため、警ら用無線自動車に、交替制ごとに車長を置くものとする。

## 2 略

(自動車警ら隊等の活動)

第41条 自動車警ら隊の地域警察官は、2以上の警察署の管轄区域内の定められた区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、自動車警ら班の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を

行うことにより、第3条の任務を遂行するものとする。

2 略

3 自動車警ら係又は自動車警ら班の地域警察官は、交番又は駐在所への立寄り、共同警ら、駐留警戒、事件又は事故の共同処理等交番又は駐在所の地域警察官と相互に連携した活動を行うものとする。

(機動警ら)

第42条 自動車警ら係勤務及び自動車警ら班勤務の機動警らにおいては、前条第1項又は第2項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 略

3 略

(1) 機動警らへの出発及び帰着並びに事件、事故等事案の処理状況について、その都度、通信指令係に報告又は連絡を行うこと。

(2)・(3) 略

(待機)

第43条 自動車警ら係勤務及び自動車警ら班勤務の待機においては、指定された場所において、事件又は事故が発生した場合に直ちに出勤することができる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

(休憩)

第44条 第31条の規定は、自動車警ら係勤務及び自動車警ら班勤務の休憩について準用する。この場合において、同条第1項中「交番、警察署又は駐在所の施設内」とあるのは、「指定された場所」と読み替えるものとする。

(応援要請)

第45条 警察署長は、管内の治安情勢により必要と認めるときは、地域課長に自動車警ら係の応援派遣を要請することができる。

2 前項の規定により派遣された自動車警ら係の地域警察官は、派遣先の警察署長の指揮を受けて活動するものとする。

行うことにより、第3条の任務を遂行するものとする。

2 略

3 自動車警ら隊又は自動車警ら班の地域警察官は、交番又は駐在所への立寄り、共同警ら、駐留警戒、事件又は事故の共同処理等交番又は駐在所の地域警察官と相互に連携した活動を行うものとする。

(機動警ら)

第42条 自動車警ら隊勤務及び自動車警ら班勤務の機動警らにおいては、前条第1項又は第2項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 略

3 機動警らに際しては、次に掲げる事項に留意しつつ、周密かつ鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(1) 機動警らへの出発及び帰着並びに事件、事故等事案の処理状況について、その都度、通信指令室に報告又は連絡を行うこと。

(2)・(3) 略

(待機)

第43条 自動車警ら隊勤務及び自動車警ら班勤務の待機においては、指定された場所において、事件又は事故が発生した場合に直ちに出勤することができる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

(休憩)

第44条 第31条の規定は、自動車警ら隊勤務及び自動車警ら班勤務の休憩について準用する。この場合において、同条第1項中「交番、警察署又は駐在所の施設内」とあるのは、「指定された場所」と読み替えるものとする。

(応援要請)

第45条 警察署長は、管内の治安情勢により必要と認めるときは、地域監に自動車警ら隊の応援派遣を要請することができる。

2 前項の規定により派遣された自動車警ら隊の地域警察官は、派遣先の警察署長の指揮を受けて活動するものとする。

## 第6章 水上警察係及び水上警ら班

(設置等)

第51条 水上警察係は、警察本部に置き、警察用船舶の一体的かつ効率的な運用を図るものとする。

2 略

(水上警察係等の活動)

第52条 水上警察係又は水上警ら班の地域警察官は、所定の海域において、警察用船舶の運用により、水上警察活動を行うものとする。

(船舶警ら)

第53条 水上警察係勤務及び水上警ら班勤務の船舶警らにおいては、前条に規定する所定の海域を巡航することにより、犯罪の予防検挙、危険の防止等に当たるものとする。

2 水上警察係又は水上警ら班の地域警察官は、気象状況、警察用船舶の故障その他の理由により船舶警らを行うことが適当でないと認めるときは、徒歩又は警ら用無線自動車により所定の海域の沿岸の警らを行い、水上交通の監視、指導取締り等に当たるものとする。

3 略

(訪船連絡)

第54条 水上警察係勤務及び水上警ら班勤務の訪船連絡においては、第52条に規定する所定の海域を巡航することにより、航行し、若しくは遊覧し、又は操業する船舶を訪問して、犯罪の予防、災害及び事故の防止その他海上における公安の維持のために必要と認められる事項についての指導連絡、困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、船舶の関係者及び漁業者等との良好な関係を保持するとともに、所定の海域の実態を掌握するものとする。

(待機等)

第55条 第43条の規定は水上警察係勤務及び水上警ら班勤務の待機について、第44条の規定は水上警察係勤務及び水上警ら班勤務の休憩について準用する。

## 第6章 水上警察隊及び水上警ら班

(設置等)

第51条 水上警察隊は、警察本部に置き、警察用船舶の一体的かつ効率的な運用を図るものとする。

2 略

(水上警察隊等の活動)

第52条 水上警察隊又は水上警ら班の地域警察官は、所定の海域において、警察用船舶の運用により、水上警察活動を行うものとする。

(船舶警ら)

第53条 水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務の船舶警らにおいては、前条に規定する所定の海域を巡航することにより、犯罪の予防検挙、危険の防止等に当たるものとする。

2 水上警察隊又は水上警ら班の地域警察官は、気象状況、警察用船舶の故障その他の理由により船舶警らを行うことが適当でないと認めるときは、徒歩又は警ら用無線自動車により所定の海域の沿岸の警らを行い、水上交通の監視、指導取締り等に当たるものとする。

3 略

(訪船連絡)

第54条 水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務の訪船連絡においては、第52条に規定する所定の海域を巡航することにより、航行し、若しくは遊覧し、又は操業する船舶を訪問して、犯罪の予防、災害及び事故の防止その他海上における公安の維持のために必要と認められる事項についての指導連絡、困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、船舶の関係者及び漁業者等との良好な関係を保持するとともに、所定の海域の実態を掌握するものとする。

(待機等)

第55条 第43条の規定は水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務の待機について、第44条の規定は水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務の休憩について準用する。

## 第8章 通信指令係及び警察署通信室

(設置等)

第60条 通信指令係は、警察本部に置く。

2 通信指令係に、交替制ごとに通信指令長及び副通信指令長を置くものとする。

3 略

(通信指令係の活動)

第61条 通信指令係の地域警察官は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)～(3) 略

2 通信指令係の地域警察官は、緊急の措置を要する事件又は事故の通報を受理した場合は、これを所管する警察部門が態勢を整えるまでの間、必要な指令、手配、通報等を行うものとする。

3 香川県警察本部生活安全部通信指令課長は、緊急な事件、事故等の発生により活動単位を総合的に運用する必要があるときは、その全部又は一部を一元的に運用することができる。

4 通信指令係の地域警察官が行う指令、手配、通報等の範囲その他通信指令係の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(警察署通信室の活動)

第62条 警察署通信室の地域警察官は、通信指令係の活動を補い、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(報告)

第69条 地域警察官は、地域警察活動を通じて、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務を遂行する上で必要な情報及び住民の要望等を収集し、速やかに書面又は口頭により順序を経て所属の長に報告しなければならない。ただし、重要な事件、事故等の発生を認知し、緊急手配を必要とする場合その他急を要する場合には、直ちに電話、無線等により、直接、通信指令係を通じて警察本部長に、又は警察署通信

## 第8章 通信指令室及び警察署通信室

(設置等)

第60条 通信指令室は、警察本部に置く。

2 通信指令室に、室長を置く。

3 通信指令室に、交替制ごとに通信指令長及び副通信指令長を置くものとする。

4 略

(通信指令室の活動)

第61条 通信指令室の地域警察官は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)～(3) 略

2 通信指令室の地域警察官は、緊急の措置を要する事件又は事故の通報を受理した場合は、これを所管する警察部門が態勢を整えるまでの間、必要な指令、手配、通報等を行うものとする。

3 通信指令室長は、緊急な事件、事故等の発生により活動単位を総合的に運用する必要があるときは、その全部又は一部を一元的に運用することができる。

4 通信指令室の地域警察官が行う指令、手配、通報等の範囲その他通信指令室の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(警察署通信室の活動)

第62条 警察署通信室の地域警察官は、通信指令室の活動を補い、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(報告)

第69条 地域警察官は、地域警察活動を通じて、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務を遂行する上で必要な情報及び住民の要望等を収集し、速やかに書面又は口頭により順序を経て所属の長に報告しなければならない。ただし、重要な事件、事故等の発生を認知し、緊急手配を必要とする場合その他急を要する場合には、直ちに電話、無線等により、直接、通信指令室を通じて警察本部長に、又は警察署通信

室を通じて警察署長に報告するものとする。

室を通じて警察署長に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。